

## 令和5年度 富士宮市立富士見小学校における「学校いじめ防止基本方針」

「いじめはどんな理由があろうとも、許されない行為である。」

平成25年9月、社会総がかりでいじめの問題に対処するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律の背景には、いじめを背景とし子供の生命や心身に危険が生じる重大な事案が全国各地で後を絶たないという現実があります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、富士見小学校すべての子供が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

### 1 いじめ問題に対する基本的認識

#### (1) いじめの定義

いじめとは、「子供に対して、当該子供が在籍する学校に在籍している等、当該子供と一定の人的関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているもの(起こった場所は学校の内外を問わない)」をいいます。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかり確認することも必要です。

#### (2) いじめの理解

いじめは、どの子供においても、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や校外活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「面白がって見ている子」としてはやし立てる子供、「見て見ぬ振りをする子」として周りで見ているが関わらない子供、「仲裁する子」などのグループ構造があることにも気を付ける必要があります。

## 2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

### (1) いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

子供に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことへの理解を促します。

・学級でいじめアンケート集計を集計し、学年で確認、生徒指導主任がまとめることで、学校での子供の状態を把握し、今後の指導に生かします。

### (2) いじめが起りにくい集団をつくります

○教職員は、子供理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起りにくい集団をつくるよう努めます。

・悩みや不安を抱える子供が、相談しやすい体制を作ります。

・何でも話せる学級作りを目指します。

○子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。

・元気なあいさつが互いにでき、活気のある学校になるように、児童会と連携しあいさつ運動に取り組んでいきます。

・友達のよさを進んで見つけていけるように、「ここにこランド」の活動に全校で取り組みます。

・生命を大切に思う心情を育むために、オオムラサキの継続飼育に全校で取り組みます。

○授業中の規律を大切に、分かる授業づくりを進めます。また、全ての子供が参加・活躍できる授業を工夫します。

・主体的、対話的で深い学びの授業をめざします。

・「時間、きれい、言葉」を意識した指導に全校で取り組みます。

・子供同士が、お互いの意見を大切に、よさを認め合える姿勢や態度を育てていきます。

○人権教育の充実によって、自己肯定感の高揚を図ります。

### (3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

○意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

○道徳の時間では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるよう指導します。

・自分や友達の生命を大切にしようとする心情が育まれるように、「生命の尊さ」をテーマにした道徳の授業を実施します。

・各教室に「心のコーナー」を設置し、道徳教育の要となる道徳授業の浸透を図ります。

○学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

・縦割り活動を通して、異学年で優しく触れ合う経験を大切にします。

・いじめについて考える集会を計画します。

#### (4) いじめの起こりにくい環境を作ります。

○整った環境作りを意識し、いじめの起こりにくい環境作りを心掛けます。

### 3 いじめへの対処に向けた取組

#### (1) 早期発見 ～「見過ごさない、見逃さない」

○日頃から、子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子供の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。

○例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。

・毎月の生徒指導部会や職員会議で、各学年の子供の表れを報告し合い、子供たちの良い行動も認めつつ、いじめにつながる言動について話し合います。

○教育相談週間を設定すると共に、定期的ないじめ調査や個による相談したい気持ちの集約、スクールカウンセラーと連携した教育相談の実施等により、いじめを訴えやすい体制を整えます。

○保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーや特別支援相談員について広く周知するとともに、子供及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

#### (2) いじめへの対処

○いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。そして、校内いじめ対策委員会を中心に、組織的に対応します。

・いじめの発見一発見した教職員はすぐに学年主任や教頭(校長)へ報告します。

・事実確認一通報した子供だけでなく、関係者や周りの子供からの聞き取りや記録を元に、情報を収集します。

○いじめの態様等に即した対策チームを編成し、今後の対応について確認します。

○被害児童、及び、いじめを知らせてきた子供の安全を確保します。

○加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら行為を反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

### 4 家庭・地域との連携

○保護者懇談会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。

・道徳だよりを発行し、道徳の授業で、どんな表れがあったか各家庭に紹介します。

○インターネットによるいじめ問題等、保護者に生徒指導だより等を活用し、広く啓発し家庭での目配りを依頼します。

○いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った子供の保護者に対する助言を行います。また、事実確認によ

り判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

## **5 教育委員会や関係機関等との連携**

- いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。
- いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、子供の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

## 6 年間の取組計画について

### 令和5年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立富士見小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	子供	保地		
	○			基本方針確認	職員会議
		○		学年開き式で、富士見小みんなの約束の確認	学級活動
	○		○	PTA 総会でいじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	PTA 総会
		○		児童会議案「どんな学校にしていきたいか(仮)」	児童会活動
5	○			学校評議員、青少年育成連絡会などへの協力要請	関係会議
		○		人間関係づくりプログラム	学級活動
	○	○		教育相談週間	
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
		○		にこにこランドの充実(年間実施)	
6		○		いじめ実態アンケート	
		○		スクールカウンセラー参観	授業・休み時間
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
		○	○	「生命の尊さ」をテーマにした道徳の授業実施	道徳の時間
		○	○	<u>メディアリテラシー(インターネットによるいじめ防止講座)</u>	授業参観
7			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価子供アンケート	
			○	個々面談で子供の人間関係、情報モラルについての啓発	保護者面談
8	○			情報交換(学校評価の分析)	職員会議
9	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
10		○		人間関係作りプログラム	学級活動
	○			いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	職員研修
11		○		いじめ実態アンケート	
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
12			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価子供アンケート	
			○	懇談会で情報交換	保護者懇談会
1	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
		○		人間関係づくりプログラム	学級活動
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
2	○			いじめ防止基本方針の見直し・検討	教育課程編成会議
		○		いじめ実態アンケート	
		○		<u>縦割り遊び</u>	ロング昼休み
3			○	次年度いじめ防止基本方針掲載	学校ホームページ

【令和5年2月見直し】